

令和6年度第1回  
三田市都市計画審議会 資料  
(事前説明事項)

令和6年5月13日

# 目 次

## 【説明資料】

第 1 号議案 阪神間都市計画ごみ焼却場の変更(市決定)について	1
----------------------------------	---

# 事前説明事項

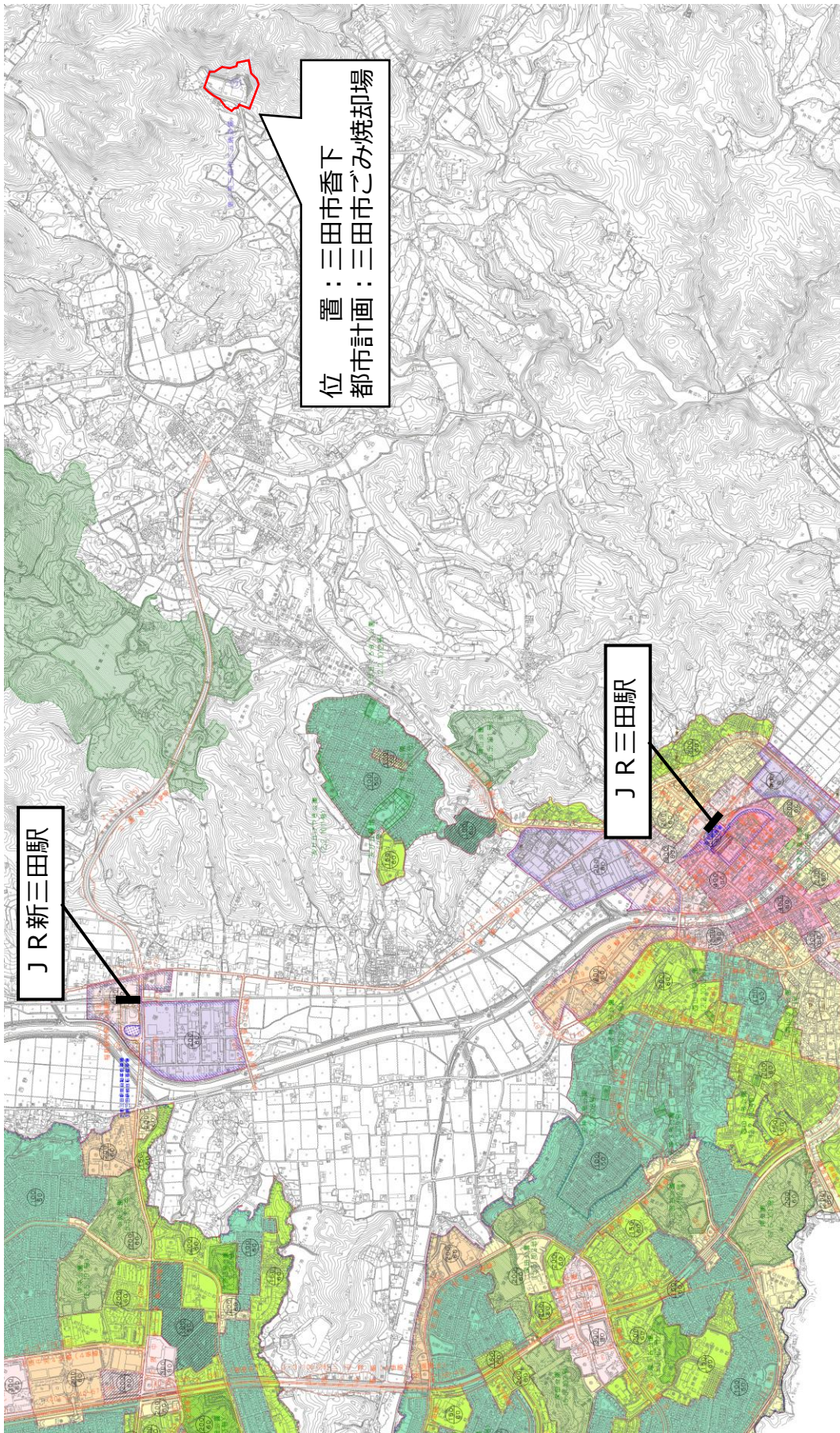
## 第1号議案

### 【説明資料】

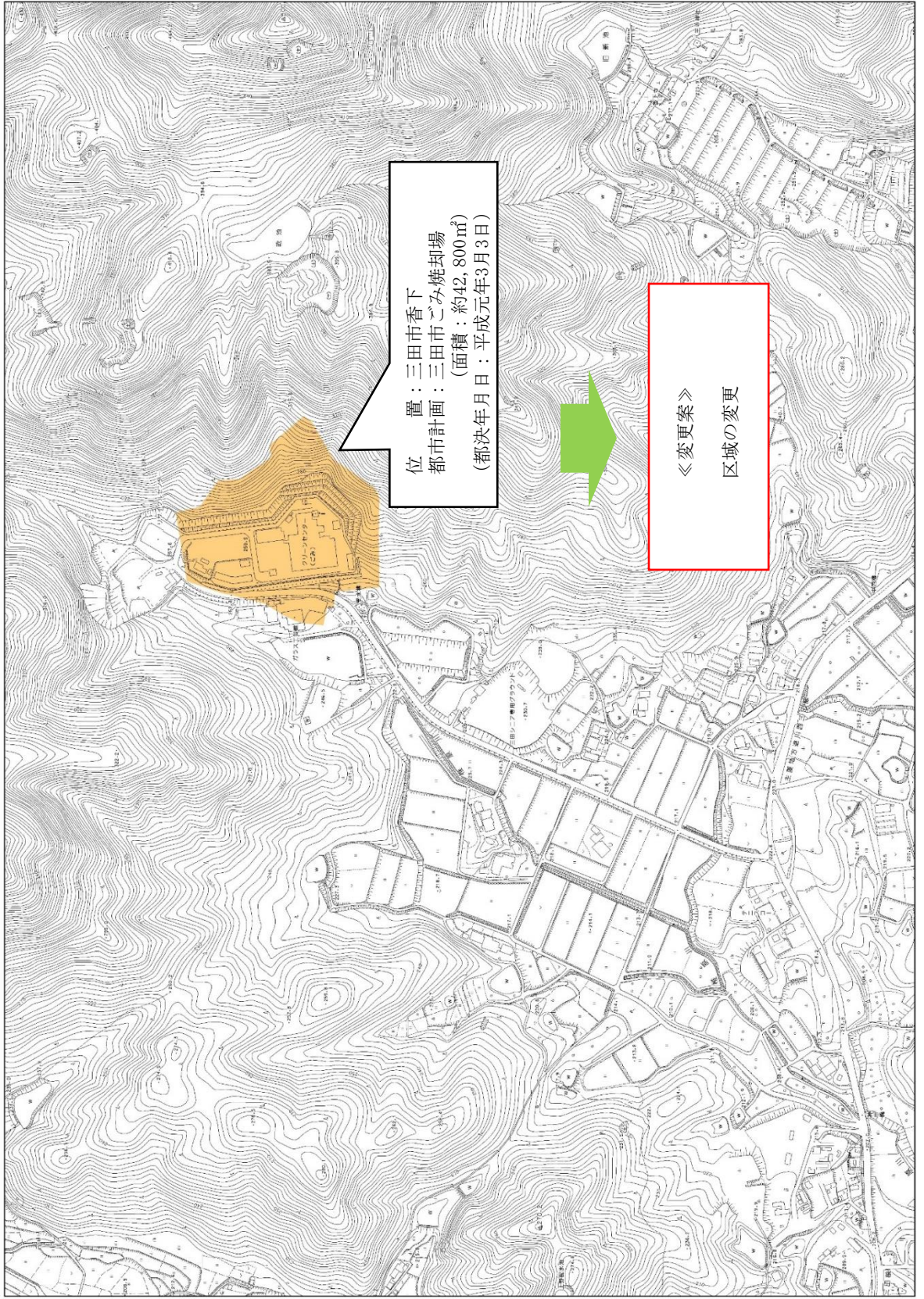
#### 【第1号議案】

阪神間都市計画ごみ焼却場の変更(市決定)について

# ごみ焼却場の位置



# ごみ焼却場の位置（拡大図）



都市計画の変更素案  
(第1号議案 ごみ焼却場)

都市計画の変遷等について

	告示 年月日 告示番 号		名称	位置	面積	備考	変更理由
	当初 決定						
第1回 変更	S45. 12.28 三告 第45号		三田市 ごみ焼却場	三田市大字香下 字奥比谷	約0.7ha	20t/8h	
	S48. 11.28 三告 第80号		三田市 ごみ焼却場	三田市大字香下 字奥比谷	約0.7ha	増設 30t/8h	塵芥量の増加、収集 区域の拡大に伴い処 理能力が限界である ため 【変更内容】 既存施設の敷地内に おける施設の増設 急激な人口増に伴い 処理機能の増加が必 要なため 【変更内容】 新たな位置によるご み処理施設の新設 (旧施設は廃止)
第2回 変更	H元. 3.3 三告 第9号		三田市 ごみ焼却場	三田市大字香下 字深谷	約42,800 ㎡	ごみ焼却処理施 設 210t/24h 粗大ごみ処理施 設 30t/5h	

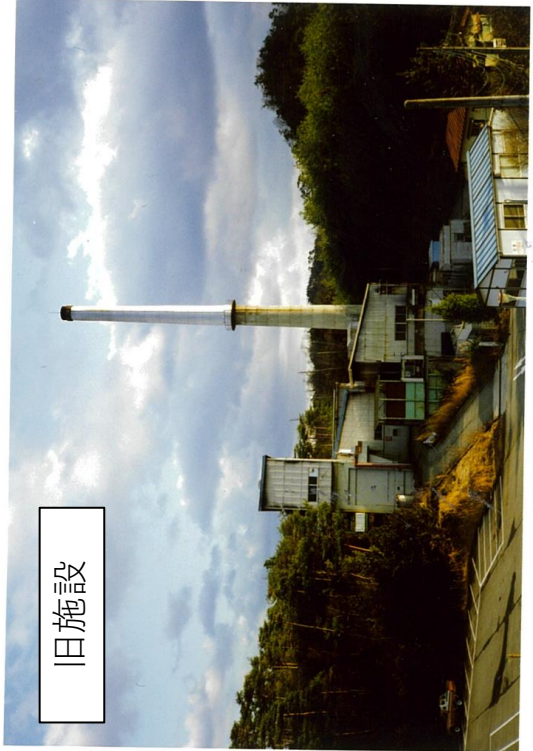
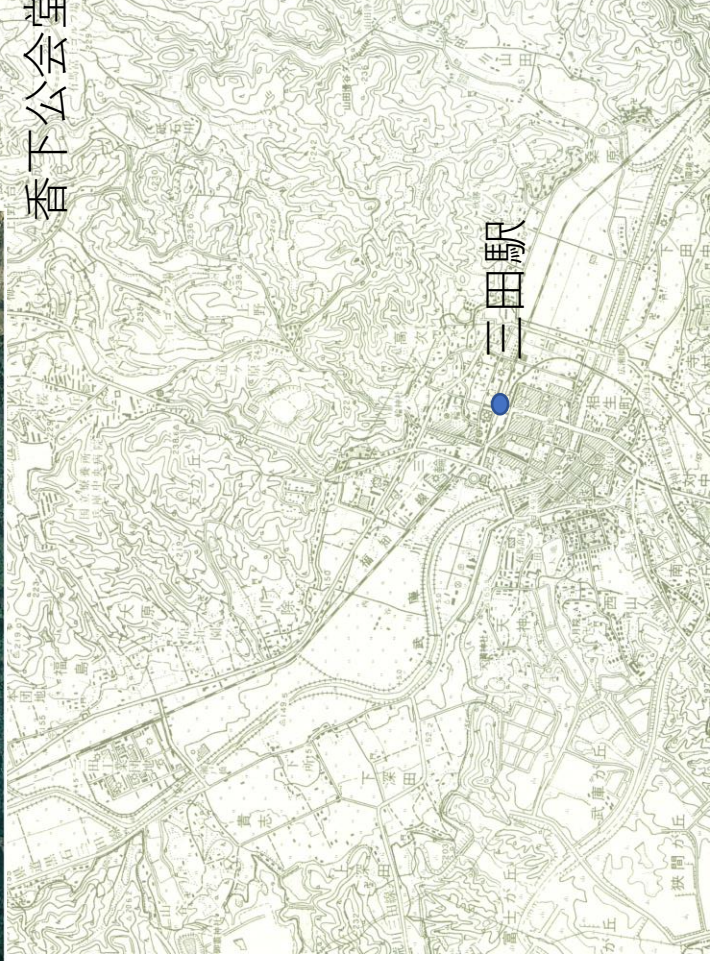


第2号 三田市ごみ焼却場 (変更後)



第1号 三田市ごみ焼却場 (変更前)

香下公会堂



## 計 画 書 (素案)

阪神間都市計画ごみ焼却場の変更 (三田市決定)

都市計画ごみ焼却場中2号三田市ごみ焼却場を次のように変更する。

番号	名 称		位 置	面 積	備 考
	ごみ焼却場名				
2	三田市ごみ焼却場		三田市香下	約 26,900 m <sup>2</sup>	ごみ焼却処理施設 120t/24h 粗大ごみ処理施設 14t/5h (面積及び区域 の変更)

## 理 由 書 (素案)

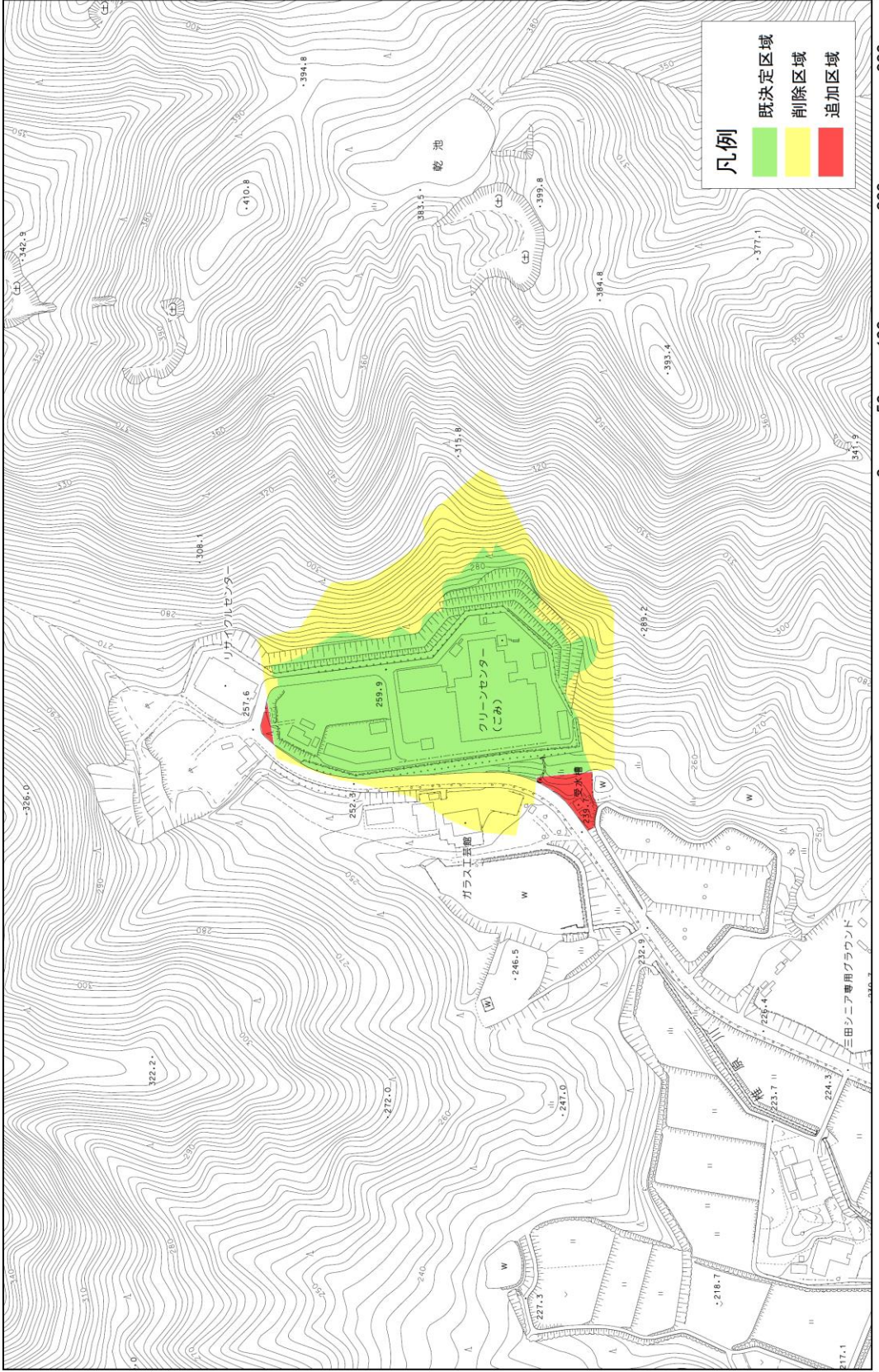
当該施設は、北摂三田ニュータウンの宅地開発による人口急増や北摂三田テクノパークにおける工場の操業開始等に伴うごみの排出増加や多様化に対応するため、平成元年に都市計画ごみ焼却場として都市計画決定されたものである。

位置は、三田市の東部、市街地から約3 km離れた市街化調整区域にあり、周辺は山林に囲まれていることから、周辺地域における生活環境等の保全を図ることのできる場所である。

当該地では、すでに平成4年よりごみ焼却場が操業しており、これまで市民等の生活環境及び公衆衛生の保全を図ることで、安全・安心な市民生活の維持に取り組んできたが、すでに稼働から30年が経過し、施設の老朽化や、環境負荷への対応が困難となっている。そのため、今後も一般廃棄物の適正な処理を行うとともに循環型社会の形成に向けた新たな処理方法等への対応を可能とするためには、施設の更新を行う必要がある。

今回の変更は、今後も安定した一般廃棄物の処理を行うとともに、環境負荷の低減などを図るために行う施設の更新にともない、区域の変更を行うものである。

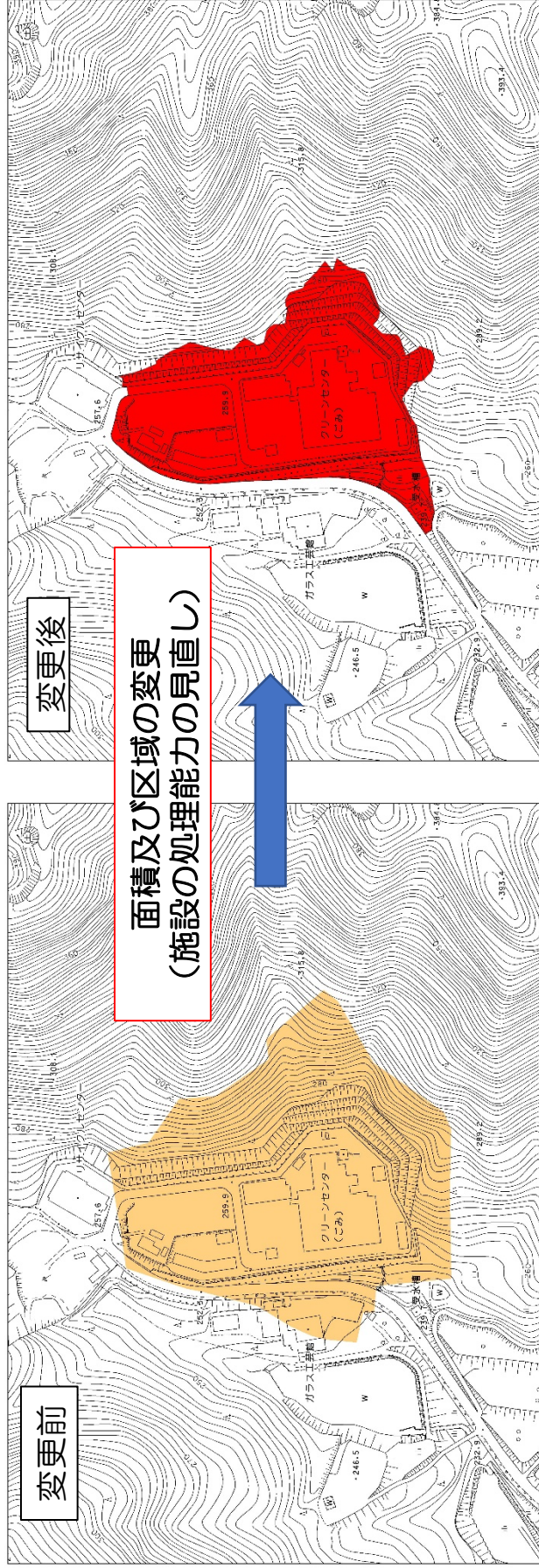
阪神間都市計画ごみ焼却場の変更 計画図 (素案)  
2. 三田市ごみ焼却場



都市計画の変更素案  
(第1号議案 ごみ焼却場)

5-6ページ

都市計画ごみ焼却場（三田市ごみ焼却場）の変更/変更前後対照図



変更前後対照表

2号三田市ごみ焼却場

変更	名称		位置	面積	備考
	番号	ごみ焼却場名			
変更前	2	三田市ごみ焼却場	三田市大字香 下字深谷	約42,800 m <sup>2</sup>	ごみ焼却処 理施設 210t/24h 粗大ごみ処 理施設 30t/5h
変更後	2	三田市ごみ焼却場	三田市香下	約26,900 m <sup>2</sup>	ごみ焼却処 理施設 120t/24h 粗大ごみ処 理施設 14t/5h

## ◆ 第5次三田市総合計画

持続可能な環境づくり施策（抜粋）

### ★（仮称）さんだ環境エネルギーセンターの整備

✓ 新ごみ処理施設は環境性能やライフサイクルコストに優れた施設とし、さらに地域循環型社会や脱炭素社会の実現に向けて、焼却エネルギーを使用した発電（サーマルリサイクル）を行うことで、地域に密着したシンボリックな地産地消型エネルギーセンターとして整備を進めます。

## ◆ 三田市都市計画マスタープラン

まちづくりの実現方策（公共施設のマネジメント）（抜粋）

### ★都市施設等の計画的な維持更新

✓ 道路、公園、上下水道施設等の公共施設等を適切に維持更新するため、長期的な視点から検討する長寿命化や計画的更新に関する計画を策定し、利用者の安全・安心の確保や、維持管理・更新等に係るコストの縮減、平準化、定期的な点検等によりライフサイクルコストの低減を図ります。

## ◆ 第2期循環型社会形成推進地域計画

### 施設内容（抜粋）

#### ★処理体制

✓現状、中間処理施設として「三田市クリーンセンター（「ごみ焼却施設」、「粗大ごみ処理施設」および「リサイクルセンター）」を有し、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「ペットボトル」、「空きびん」の処理を行っている。今後は、三田市クリーンセンターの老朽化や、さらなる資源化・ごみ焼却余熱利用に対応するために、新たなごみ処理施設の整備を進める。

#### ★処理施設の整備

✓令和10年度稼動開始を目標とし、現在の施設に代わる新たなごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の整備を行う。整備については、表4のとおり行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設の 種類	事業名	処理能力	設置 予定地	事業期間	国土強靱化
1	マテリアルリサイクル推進施設	粗大ごみ処理施設 整備事業	14t/5h	兵庫県三田市香 下1676番地	R6～R10	三田市強靱 化計画
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設	ごみ焼却施設整備 事業	120t/日 (60t日×2厨)	兵庫県三田市香 下1676番地	R6～R11 (R6～R12)	三田市強靱 化計画

（整備理由）

事業番号1 現在の粗大ごみ処理施設は、経年による老朽化が進んでいるため。また、循環型社会形成のための新たな分別・処理方法等への対応を図るため。

事業番号2 現在の粗大ごみ焼却施設は、経年による老朽化が進んでいるため。また、さらに効率的な余熱利用を図るため。

## ◆ 三田市新ごみ処理施設整備基本計画

敷地及び周辺条件（抜粋）

### ★整備計画地について

新ごみ処理施設の整備計画地は、自然環境への配慮や土地造成費用低減、施設運営の利便性等の観点から下記の要件を満足する区域が望ましい。

- i) 各種法令で開発が規制されたエリア（国定公園等）や、一定の対策が必要なエリア（土砂災害警戒区域等）以外の区域
  - **洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のような災害リスクのある区域ではない。**
  - **進入道路が接続する県道は緊急輸送道路に該当し、災害時のごみ処理に優位である。**
- ii) 市街化調整区域の場合、既に一定の開発がなされている区域
  - **新たな開発行為を行わないため、市街化調整区域の趣旨に沿ったものである。**
  - **すでに造成された土地であり、既存の自然環境への影響を最小限に抑制できる。**
- iii) 事業進捗の確実性や、ごみ収集運搬効率、市民持込の利便性等が確保される区域
  - **市街地から車で片道20分程度の立地であり、ごみ収集運搬効率や市民持込の利便性が高い。**
  - **隣接する既存のリサイクルセンター（パットボトル等の処理施設）との連携において優位性が高い。**



新ごみ処理施設の稼働目標年次である令和10年度に向けて、現在のクリーンセンター敷地内の「多目的広場」を中心としたエリアを整備計画地とする。

# 都市計画変更のスケジュール（予定）

令和5年10月18日 都市計画審議会（案件報告）



令和6年1月25日 都市計画審議会（報告事項）

・ 県下協議



原案の作成



令和6年5月13日 都市計画審議会（事前説明）

・ 県協議、説明会  
・ 案の縦覧、意見書提出（2W）



令和6年7月19日（予定）都市計画審議会（諮問・答申）



令和6年8月初旬予定 都市計画の変更告示